

## 平成28年第1回士別市議会定例会会議録（第1号）

平成28年2月23日（火曜日）

午前10時00分開会

午後 2時10分散会

---

### 本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 5号 平成28年度士別市一般会計予算

議案第 6号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 7号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 8号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 9号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第11号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第12号 平成28年度士別市水道事業会計予算

議案第13号 平成28年度士別市病院事業会計予算

議案第14号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する条例について

議案第15号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について

議案第16号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について

日程第 3 議案第18号 士別市行政不服審査会条例の制定について

議案第19号 士別市個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について

議案第20号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 4 議案第21号 士別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 士別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第23号 士別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 6 議案第 24 号 士別市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 25 号 士別市児童遊園条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 26 号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第 27 号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 28 号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 29 号 士別市農業・農村活性化条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 30 号 士別市林業木材産業構造改革事業林道開設工事費分担金徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 12 議案第 31 号 平成 27 年度士別市一般会計補正予算（第 10 号）  
議案第 32 号 平成 27 年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 33 号 平成 27 年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 34 号 平成 27 年度士別市水道事業会計補正予算（第 1 号）

散会宣告

---

**出席議員（17名）**

副議長	1 番	谷 口 隆 徳 君	2 番	喜 多 武 彦 君
	3 番	大 西 陽 君	4 番	村 上 緑 一 君
	5 番	渡 辺 英 次 君	6 番	谷 守 君
	7 番	松ヶ平 哲 幸 君	8 番	岡 崎 治 夫 君
	9 番	遠 山 昭 二 君	10 番	山 居 忠 彰 君
	11 番	十 河 剛 志 君	12 番	出 合 孝 司 君
	13 番	国 忠 崇 史 君	14 番	井 上 久 嗣 君
	15 番	粥 川 章 君	16 番	斉 藤 昇 君
議 長	17 番	丹 正 臣 君		

---

**出席説明員**

市 長	牧 野 勇 司 君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 峰 寿 彰 君
市 民 部 長	法 邑 和 浩 君	保健福祉部長	川 村 慶 輔 君
経 済 部 長	金 章 君	建設水道部長	沼 田 浩 光 君
朝日総合支所長	藤 森 裕 悦 君		

---

市立病院院長 三好信之君

---

教育委員会会長 五十嵐紀子君 教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 菅井勉君

---

農業委員会会長 松川英一君 農業委員会会長 小ヶ島清一君

---

監査委員 吉田博行君 監査委員局長 竹内雅彦君

---

事務局出席者

議会事務局局長 石川敏君 議会事務局局長 浅利知充君  
議会事務局主査 前畑美香君 議会事務局主査 粕谷幸広君

---

(午前10時00分開会)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

平成28年第1回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまから開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長(丹 正臣君) 本定例会の会議録署名議員には、15番 粥川 章議員、16番 斉藤 昇議員、2番 喜多武彦議員を指名いたします。

---

○議長(丹 正臣君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。  
以上で報告を終わります。

---

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

- 議案第5号 平成28年度士別市一般会計予算
- 議案第6号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第7号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計予算
- 議案第9号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第10号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度士別市水道事業会計予算
- 議案第13号 平成28年度士別市病院事業会計予算
- 議案第14号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第17号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について
- 議案第18号 士別市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第19号 士別市個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について
- 議案第20号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第21号 士別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第22号 士別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 士別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 士別市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 士別市児童遊園条例を廃止する条例について
- 議案第26号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 士別市農業・農村活性化条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 士別市林業木材産業構造改革事業林道開設工事費分担金徴収条例を廃止する条例について
- 議案第31号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第32号 平成27年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 平成27年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成27年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査の結果に関する報告について 10月分、11月分、12月分

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長	牧 野 勇 司	副 市 長	相 山 佳 則
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中 峰 寿 彰	市 民 部 長	法 邑 和 浩
保健福祉部長	川 村 慶 輔	経 済 部 長	金 章
建設水道部長	沼 田 浩 光	朝日総合支所長	藤 森 裕 悦
市立病院 事務局長	三 好 信 之	総務部次長兼 財政課長（併） 選挙管理委員会 事務局次長	中 舘 佳 嗣
総務部市史 編さん室長	渡 辺 敏 嗣	市民部次長兼 環境生活課長	千 葉 靖 紀
保健福祉部次長 兼福祉課長	田 中 寿 幸	保 健 福 祉 部 こども・子育て 応援室長	佐々木 幸 美
保健福祉部 健康長寿 推進室長兼 介護保険課長	米 谷 祐 子	経 済 部 次 長 兼 国営農地再編 推進室長兼 農業振興課長	井 出 俊 博

建設水道部技監 兼建築課長	工藤博文	朝日綜合支所 次長兼地域 住民課長 (併)生涯学習 部次長(併) 選挙管理委員 事務局次長	長南広基
会計室長	武田泰和	市立病院事務局 次長兼総務課長	加藤浩美
企画課長	青木伸裕	秘書広報課長	東川晃宏
総務課長兼 市史編さん室 参事(併) 選挙課長	鴻野弘志	市民課長	佐藤義弘
環境生活課参事	原田政広	税務課長	古川敬
こども・子育て 応援室参事	藪中洋行	こども・子育て 応援室参事兼 子育て支援 センター所長	佐藤洋子
健康長寿推進室 地域包括支援 センター所長	松ヶ平久美子	健康長寿推進室 保健福祉 センター所長兼 成人病健診 センター所長	平岡恵子
健康長寿推進室 保健福祉 センター参事	石川美由紀	畜産林務課長兼 バイオマス資源 堆肥化施設長	鶴岡明浩
国営農地再編 推進室参事	三上正洋	商工労働 観光課長	岡崎浩章
土木管理課長	五十嵐智	建設課参事	佐々木誠
施設維持 センター所長	三和宏光	上下水道課長	藪中晃宏
経済建設課長	深川雅宏	会計課長	神田麻実子
市立病院事務局 医事課長	池田亨	健康長寿推進室 介護保険課主幹	阿部淳
土木管理課主幹	土田実	総務課 行政担当主査	水留啓諭
教育委員会 委員長	五十嵐紀子	教育委員会 委員長 職務代理者	千田秀昭
教育委員会委員	尾崎学	教育委員会委員	馬場千晶
教育委員 会長	安川登志男	教育委員会 生涯学習部 長	菅井勉

教育委員会 生涯学習部次長 兼学校教育部長	村上正俊	教育委員会 生涯学習部次長 兼図書館長 兼生涯学習情報 センター所長 (併) 市史 編さん室参事	水田一彦
教育委員会 生涯学習部次長 兼地域教育部長 兼朝日公民館長 兼あさひズ サンライズ ホール館長	漢幸雄	教育委員会 宿の里 推進室長兼 スポーツ課長兼 総合体育館長兼 青少年会館長	加納修
教育委員会 社会教育部長兼 つくくも 青少年の家所長	遠藤桂子	教育委員会 中央公民館長	輿水賢治
教育委員会 市民文化 センター館長	柴山勉	教育委員会 博物館長兼 公会堂展示館長	大西司
教育委員会 学校給食 センター所長	高木健史	教育委員会 スポーツ課主幹 兼総合体育館 主幹	坂本英樹
農業委員会会長	松川英一	農業委員会 会長職務代理者	飛世薫
農業委員会 事務局局長	小ヶ島清一	農業委員会 総務課長	大平稔
監査委員	吉田博行	監査委員 事務局局長	竹内雅彦
監査委員事務局 監査課長	穴田義文		

4. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	石川敏	議会事務局 総務課長	浅利知充
議会事務局 総務課主査	前畑美香	議会事務局 総務課主事	粕谷幸広

以上報告する

平成28年2月23日

土別市議会議長 丹 正 臣

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの25日間と決することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの25日間と決定いたしました。

---

○議長(丹 正臣君) 次に、日程2、議案第5号 平成28年度士別市一般会計予算から議案第17号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定についてまで、以上13案件については、平成28年度予算並びに関連を有する議案でありますので、これを一括議題に供します。

この際、平成28年度各会計予算にかかわる市政執行方針並びに教育行政執行方針をお伺いすることにいたします。

初めに、市政執行方針をお伺いいたします。牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) おはようございます。

平成28年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度に向けての所信と市政執行の基本方針を申し上げます。

昨年は、農協法・農業委員会法・農地法が、60年ぶりの大改革として改正されました。加えて、国の形を変えるTPPについては、大筋合意に伴い、総合的なTPP関連大綱が決められ、国内対策が講じられていますが、不安や懸念の払拭には至っていない状況にあります。

こうした中で、本市農業においては、全般的に農作業や農作物の生育が順調に推移し、一部低温や日照不足はあったものの、水稲・畑作ともに平年を上回る作柄が確保できました。特に、甜菜については、北海道てん菜振興自治体連絡協議会としての取り組みの成果もあって、作付面積も拡大され、収量・糖度ともに2年連続の好成績となるなど、今後の更なる振興が期待されます。また、農業基盤の整備については、昨年から私が会長を務める北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の活動を中心に、事業の推進を図ってきたところであり、引き続き本市の農業はもとより、北海道農業の振興、発展に努めてまいります。

合宿の里の取り組みとしては、昨年も陸上競技、スキージャンプ、トライアスロンなど多くの選手を受け入れたところであり、特に日本陸上競技連盟マラソンナショナルチームや、全日本女子ジャンプチームの合宿については一昨年に引き続き実施されたほか、16年ぶりに日本ウエイトリフティング協会男子ナショナルチームの合宿も行われるなど、多くの国内トップ選手の競技力向上とスポーツ振興の一翼を担ってきました。

こうした中、陸上では本市での合宿常連チームが大活躍し、全日本実業団対抗駅伝においては、男子はトヨタ自動車2年連続3回目の優勝、女子ではデンソーが3連覇を果たし、箱根駅伝では順天堂大学、中央学院大学、帝京大学がシード権を獲得しました。また、トライアスロンでは、トーションパートナーズの佐藤優香選手がワールドカップ大会で優勝、スキージャンプではクラレの高梨沙羅選手がワールドカップで総合優勝し、世界で敵なしの活躍を見せています。

また、本市出身の大学生や地元中高生の活躍にも輝かしいものがあり、箱根駅伝では青山学



院大学の小椋裕介選手が4年連続で7区を走り、昨年に引き続き区間賞を獲得するなど、青山学院大学の2連覇に大きく貢献したところであり、2020年の東京オリンピックへの出場の期待が一層高まっています。更に、ウェイトリフティングでは土別翔雲高校3年生の福本龍馬選手、スキーアルペン競技では土別南中学校2年生の広田静空さんを初めとする地元選手もそれぞれ好成績をおさめられました。

本市の重要課題である市立病院の経営に関しては、27年度は新たな病院経営改革プランの初年度となりましたが、患者数の減少、更には常勤医師の不足が続くなど厳しい状況の中、今後の地域医療ニーズに対応するため、療養病床増床など、病棟を再編しながら経営に取り組んだところです。

また、北海道が策定する地域医療構想における上川北部圏域での連携強化と機能分担については、地域医療をしっかりと守るためにも、センター病院である名寄市立総合病院との連携を強めるとともに、市立病院にあっては、回復期・慢性期の充実、地域包括ケアシステムの中核施設としての機能が求められているところであり、こうした状況を踏まえた上で病院経営改革プランを見直すとともに、医師の確保に努めてまいります。

昨年は12年に一度の未年と、新生士別市が誕生して10年という節目の年を迎え、これらを記念した多くの事業を実施しました。まず、未年をサフォークランド士別にとって絶好の機会と捉え、一昨年末から羊にこだわった個性的な取り組みを進めてきました。ありがたいひつじ年の取り組みでは、さほっちファミリーのテーマソングを制作・発表するなど、サフォークランド士別プロジェクトが中心となり、多くの市民参加のもとでの未年PR事業によって、道内外に「羊のまち士別」の魅力を最大限に発信しました。また、本市の観光拠点施設である羊と雲の丘については、周辺の環境整備や羊飼いの家のリニューアルを行い、多くの市民や観光客でにぎわいました。

合併10周年の記念事業としては、本市出身の歌手であり、ふるさと大使の畠山みどりさんによる歌謡ショーを初め、「合併から10年 まちの記憶」や「森林資源と鉄道」をテーマとした博物館の特別展示活動事業を実施しました。

天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業では、土別翔雲高校ビジネス科の協力をいただき、天塩川の水と土別産の砂糖、ビートオリゴを使った「天サイダー」の開発を行ったほか、北海道山岳連盟交流登山会の土別大会も開催されたところです。

また、立地企業連携事業として、トヨタ自動車土別試験場を会場に、健康ウォーキングを開催したほか、日甜士別製糖所の操業80年も記念し、2年ぶりとなる第3回土別ビートまつりにあわせて、てん菜振興シンポジウムを開催し、北海道農業における甜菜作付の重要性を発信しました。

一方、愛媛県立農業大学校実習生受入事業も50周年を迎え、記念交流会や産業フェアでの愛媛県物産品の販売、PRを行ったほか、愛媛県での記念式典などを通して一層交流を深めたところです。

このほか、40回目を数える天塩川まつりは節目のイベントとなり、源流域のストーリー性を持たせ、岩尾内湖水まつりとの連携性を深めた天塩川源流まつりとして開催されました。

このような数々の取り組みに市民の力が結集され、愛郷心の醸成と地域力の発揮がなされた実り多い1年となったところであり、今後もこうした機運の高まりを継続し、将来への更なる飛躍につながる1年となるようまちづくりを進めてまいります。

国のまち・ひと・しごと創生法の公布を受け、地方自治は地方版総合戦略による自治体の知恵比べの時代を迎えており、前例にとらわれることなく、柔軟な発想や創意工夫、更にスピード感を持って政策を推進していくことが重要であり、情報共有と市民参加のもと、市民が主役の市政実現を図っていかねばなりません。このような中で、本市の地方版総合戦略である士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、28年度はこの戦略の柱である農業未来都市と合宿の聖地の創造に向け、本格的な歩みを進める年です。地域力により、この戦略に掲げた数値目標やKPIを達成していくことを念頭に、それぞれの取り組みを具現化し、地方創生を進めます。

また、健康長寿日本一の拠点施設であるいきいき健康センターのオープンなどのほか、市民の皆様との約束事でもあるマニフェストに掲げた「やさしいまち」、「たくましいまち」、「あたらしいまち」の実現に向けて、着実な市政運営を進めます。

28年度予算は、地方財政計画において、税収増などに伴い地方の安定的な財政運営に必要な実質的な一般財源総額は確保されたところですが、本市においては法人市民税の税率引き下げの影響などにより、市税が微減するとともに、地方交付税も減少する見込みであるなど、引き続き厳しい財政状況となっています。

こうした状況のもと、財政運営方針や行財政改革計画を踏まえ、総合計画の着実な推進とマニフェストの実現を図るため、予算編成作業を進めてきました。また、中長期的な財政基盤の確立に向けて策定した中期財政フレームを基本としつつ、地方財政を取り巻く環境の変化に応じた予算編成に努めました。とりわけ、市民サービスの質の確保と地域経済の活性化を念頭に、限られた財源を有効に活用する事業の推進はもとより、地方創生の取り組みにおいても、27年度補正予算との一体的な予算編成を進めてきたところです。

また、市民が主役のまちづくりの実現に向けて、引き続き市民パートナー推進のための重点枠を設けました。

以上、申し上げた市政運営の基本的考え方や予算編成方針のもと、新年度に進める施策や事業を策定したところであり、具体的には、マニフェスト項目に基づいてその概要を申し上げます。

初めに、「やさしいまち」の実現に向けて、健康長寿日本一を目指す取り組みについてです。

健康長寿日本一を目指す拠点施設となるいきいき健康センターについては、「市民憩いの街なかサロン」、「高齢者の生きがいつくりと社会参加」、「多世代交流」などをテーマに、魅力ある事業を展開できるよう、10月オープンに向けた準備を進めます。

健康寿命の延伸には、若い世代からの生活習慣病予防が重要なことから、介護予防や体力の維持増進の有効な取り組みとして評価の高いサフォークジムやサフォーク元気クラブの対象者の年齢を5歳引き下げ60歳以上とし、参加者の拡大に努めるとともに、新たな事業として30歳代の健康診査を実施し、必要に応じ地区担当保健師や管理栄養士、理学療法士などによる健康指導を行います。

高齢者が可能な限り住みなれた地域で日常生活を営むことができるよう、介護施策と連動した在宅医療の充実を図るため、市立病院を中心に地域医療機関や介護施設などの協力のもと、医療と介護の連携についての更なる協議を進めます。

また、地域での生活が困難となる認知症の予防と早期発見のため、いきいき健康センターにチェックシステムを導入するとともに、その対応として極めて重要となる初期段階での的確な支援を行うため、医師や保健師等から成る認知症初期集中支援チームを新たに設置し、総合的な支援を行います。

このほか、障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、相談支援や就労支援など、障害者自立支援策の充実と努めるとともに、社会福祉協議会を初めとする関係機関と連携し、地域福祉の向上を図る施策を推進します。

また、国が実施する低所得者への臨時福祉給付金や、年金生活者等支援臨時福祉給付金について、対象者に円滑かつ適正にお渡しできるよう、その事務に万全を期してまいります。

次に、子育て日本一を目指す取り組みについてです。

妊娠から出産、育児に関する子育て支援の拠点として、子育て支援センターゆらに保健師を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない総合的な子育て支援体制の充実を図るとともに、マニフェスト事業の一つである北地区子どもセンターの建設に向けた実施設計に着手します。

あわせて、子どもの権利条例の理念を尊重し、子供のアイデアや提言をまちづくりに生かすため、子どもの権利フェスタやあけぼの子どもセンター愛遊夢における各種行事などを実施するとともに、小中学校においては、未来を担う子供たちの意見や、まちづくりの夢を語り合う子ども夢トークを開催し、まちづくりへの興味・関心を育み、子供の自由な発想や意見を市政に反映させることを目的に子ども議会を開催するなど、愛郷心の醸成に努めます。

子育て世帯の負担軽減を図るため、障害のある児童の居場所づくりとして実施している日中一時支援事業の利用料を無料化するとともに、小学生以下の医療費と中学生の入院医療費の無料化、ひとり親世帯への入学支度金助成を継続実施します。

地域支援を生かした教育の実践として取り組んでいる農業学習については、引き続き本市の基幹産業である農業について学びながら、学校と地域社会の連携や積極的な人材の活用のもと、多様な体験機会の提供を図るとともに、多世代間の交流や意欲を高める学習活動を展開します。

教育施設の改善に向けては、この春に完成する上士別小学校・中学校の外構工事を進めるほか、上士別小学校体育館外壁塗装やつり天井撤去工事などを実施します。

今後更に児童数の減少が見込まれる中、より高い教育効果の発揮と学習環境の改善を図るため、引き続き保護者や地域の皆様との十分な協議のもと、小中学校適正配置計画の見直しを進めます。

次に、「たくましいまち」の実現に向けて、1つには「個性あるまち日本一」についてです。

本市の観光拠点である羊と雲の丘一带については、市民意見を基本に、恵まれた美しい自然景観を生かした、「見て、食べて、体験する」体験型観光推進のため、市民や観光客に親しまれる環境整備を進めます。

近年の観光ニーズへの変化と多様化に対応し、本市が有する観光資源を最大限に活用した独自のツアー企画の提案など、地域特性に基づいた着地型観光の推進を図るとともに、「羊のまち士別」の魅力を全道・全国に発信します。

また、サフォーク羊の飼養頭数の拡大により、羊肉生産量の確保と、士別サフォークラムのブランド力向上を図り、サフォークランド士別を更に発展させるため、地域おこし協力隊を活用するなど、新たな飼養者の確保に努めるとともに、飼養技術や経営感覚の習得を促進し、めん羊飼養の担い手確保と育成を図ります。

地方創生総合戦略の重点プロジェクトの一つである合宿の聖地創造事業では、「やさしい・おいしい・がんばる合宿地」を目指して、合宿の里士別ステップアッププランの推進に努めます。更に、スポーツ庁や日本オリンピック委員会などとの情報交換に努めるとともに、日本陸上競技連盟や全日本スキー連盟、日本ウエイトリフティング協会を初めとした中央競技団体や実業団などとの連携を更に深め、国内トップ選手の合宿招致にも引き続き力を注ぎます。

また、おもてなしセミナーや合宿選手への新規料理メニュー開発などを引き続き実施し、合宿の里推進協議会や旅館業組合との連携強化のもと、宿泊施設の方向性について議論を深めるなど、市民と一体となった取り組みを展開します。

更に、パラリンピアンを受け入れについては、交流の深いパラリンピアンとのつながりを通じて、実施可能な種目を選定しながら、積極的な招致に努めます。

一方、合宿の聖地づくりに向けた拠点施設の整備については、老朽化したスポーツ施設や宿泊施設の改修を進めるほか、日向スキー場第1リフトの改修に向けて、実施設計に着手します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、参加国との人的、経済的、文化的な相互交流を図るためのホストタウン構想第1次登録を受け、台湾を相手国としたスポーツによる相互交流や観光・文化交流事業について、長期的な視点に立ち、派遣団の招致など具体的な受け入れ計画を策定するとともに、全市挙げての受け入れの構築に努めます。

スポーツイベントでは、本年、ハーフマラソン大会が30回、全日本ジュニア&レディーズサマージャンプ大会、朝日ノルディックスキー大会が20回の節目を迎えるところであり、これまで支援していただいた関係者等への敬意と感謝を込めた記念式典を開催するなど、多くのメモリアルイベントを企画し、更なるステップアップを図ります。

つくも水郷公園の再整備については、市民検討会議の提言書に基づき、水と緑の自然環境を

生かすとともに、市民の声を反映したシンボリックな公園として整備を継続します。

立地企業との連携による地域の活性化と交流人口の拡大に向けて、トヨタ自動車士別試験場を会場とした健康ウォーキングを継続開催するほか、トヨタ工業学園の合宿研修の受け入れについては、専門部に加えて、本年予定されている高等部やトヨタ東日本学園の受け入れに万全を期してまいります。

日本ハムファイターズとの連携については、昨年は応援大使の派遣などを通じて更に強いつながりを築くことができたところであり、今後も子供から大人まで、世代を問わず親しみが深まる事業の推進に努めます。

次に、「足腰の強い地域産業」づくりについてです。

本市の農業が持続的に発展し、農村生活の安定・向上が実現されるよう、士別市農業・農村活性化計画に基づき、各種施策を総合的に推進します。

特に、甜菜は畑作経営の安定化と輪作体系の維持に欠かせないことから、生産確保支援対象事業の継続実施や、作業受委託の促進などにより、作付面積の確保、拡大を促進します。

また、地方創生総合戦略の重点プロジェクトである農業未来都市創造事業では、農家人口や世帯数が減少する中、やさしい農業農村づくりとして、後継者の育成確保や、女性が活躍する農業の確立、新規就農を促すことに努めます。

特に、新規参入者に対しては、稲作・畑作・野菜・酪農・畜産の各分野における研修制度の構築に向けて、関係機関や地域農業者との連携のもと、検討を進めます。

また、おいしい農業農村づくりとして、地域の資源活用や雇用の創出に極めて有効である6次産業化の推進に努め、農業経営の多角化と農村コミュニティの活性化に向けた新たな農産加工品の開発や販路拡大を支援します。

更に、がんばる農業農村づくりは、新しい農業への挑戦であり、国際競争や地域間競争はもとより、収益性の高い効率的な経営基盤の確立を図るためにも、ICT農業の前進に向けた先進地視察や実証試験、更には自動操舵システムの導入を、労働力支援対策のモデル事業として支援します。

あわせて、人材の確保・育成と作業能力の向上のための調査研究を進め、新たな雇用の創出に努めます。

担い手確保・育成については、近代的な経営感覚の習得の促進と経営規模拡大支援などの施策を講じるとともに、後継者の配偶者対策として、グリーンパートナー推進事業の充実に努めます。更に、生産活動における労働力確保対策としても、ファームコントラクター等の組織化や育成強化を支援するとともに、労働調整システムの確立に向け、関係機関・団体との協議を進めます。

有害鳥獣対策については、引き続きエゾシカやヒグマ、アライグマなどの駆除により、農作物等の被害防止に努めます。また、駆除した鳥獣の処理については、29年度からの北見農業協同組合連合会への処理委託に向けて、一時保管施設の整備を進めます。

畜産においては、飼料自給率や飼料管理技術の向上によるコスト削減や省力化を図るため、畜産担い手創業整備事業による草地更新を継続して実施するとともに、農家と地域の関係者が一体となり、地域全体で収益性の向上を図る畜産クラスター事業について、積極的にかかわりながら、体質強化を図ります。

民有林における森林資源の循環に向けて、植栽の推進を図るとともに、森林整備担い手対策事業による林業労働力の確保に努めます。また、市有林の整備については、森林環境保全整備事業による植栽や保育とともに、立木販売による間伐事業を進めます。

中心市街地の振興対策として、店舗改修助成金を初めとする商店街活性化事業により、にぎわいづくりを進めます。また、一昨年から開催しているにぎわい市場に対する支援を継続する中、商工会議所や中心商店街振興組合等と連携し、活気ある商店街に向けた協議・検討を進めるとともに、「復活！朝日町商店街開催事業」など、地域の団体が主体となった取り組みを支援し、地域振興を図ります。

住宅の新築・改修や店舗の改修は、市民の住生活環境等の向上はもとより、地域経済への波及効果も大きく期待できることから、補助制度を継続します。

次に、「あたらしいまち」の実現に向けて、地域力の発揮によるまちづくりについてです。

市民が主役の元気なまちをつくるため、まちづくり基本条例の実践に向けて、行政からの情報提供の充実に加え、更なる的確な情報の発信に努めるとともに、引き続きさまざまな場面を通じた市民の参加・参画機会の拡大を図ります。

一方、外部からの目線や出身者の視点をまちづくりに生かすふるさと大使の協力のもと、本市の魅力を全国に伝えていただくとともに、ふるさと大使や地元高校生の協力を得て、本市のまちづくりやまちの特徴などを映像でまとめたCMを作成し、ホームページで配信するなどPRに努めます。また、東京士別ゆかりの会やさっぽろ市士別ふるさと会との連携も一層深めてまいります。

地域活動の活性化と地域力を発揮できるコミュニティづくりを目指して、自治会活動の促進や再編に対する支援など、引き続き自治会連絡協議会と連携し、地域コミュニティの醸成を進めます。

これからの地域活動やまちづくりのリーダーとなる青年や女性の人材確保と育成を図り、その力を発揮する環境づくりを進めるため、第3期となるまちづくり塾を継続開催します。

男女共同参画社会の実現を目指して、引き続き意識啓発に努めるほか、仕事と家庭の両立に向けて、市内企業や事業所訪問等による機運を高める取り組みを継続します。

地域担当職員については、高齢者世帯訪問や地域政策懇談会を引き続き行うほか、市民自治の推進と地域課題の解決に向けて、適切な情報提供ができるよう努めます。

次に、新たな時代に向けての取り組みについてです。

環境の保全と市民生活の基盤として不可欠な廃棄物処理体制の確立のため、おむつなどの衛生ごみの分別収集を開始するとともに、環境センターについては、29年4月の供用開始に向け

て建設を進めます。

地球温暖化対策に有効な太陽光などの再生可能エネルギーの活用に向けて、新エネルギー導入促進支援事業を推進し、一般家庭での普及拡大に努めるとともに、朝日水力発電所の建設促進活動については、長期的視点に立ち、その実現を目指します。

市役所及び消防庁舎の整備に向けては、検討市民委員会からの中間提言をもとに、議会との協議も経て、改築と一部分散化を整備手法とする基本計画案を策定し、パブリックコメントや市民説明会を実施してきたところであり、新年度においては基本設計や各種調査を進めてまいります。

墓碑等の維持管理にかかわる市民ニーズに対応するため、合葬墓については、29年5月の利用開始に向けて建設を進めます。

空き家の増加が全国的な問題となっている中、防災・衛生・景観などの面での課題解決に努める一方、活用可能な物件調査に基づく空き家・空き地バンクの有効活用を図り、空き家対策の推進に努めます。

次に、総合計画に基づく社会資本の整備についてです。

道路については、都市計画街路西広通や生活道路の整備を進めるほか、歩道の段差解消や勾配緩和などの人にやさしい道づくり事業を実施します。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の効果的・効率的な改修工事を引き続き実施し、更に3カ年間で近接目視点検に着手します。

河川や排水路については、豪雨等による災害発生防止に向けて、流れを阻害する樹木の伐採や河道整備等の治水対策を引き続き実施するほか、道路側溝改修などの整備を進めます。

公園・緑地については、つくも水郷公園再開発事業を初め、公園施設長寿命化計画に基づき、多寄農村広場の遊具更新など、施設の改修を進めるとともに、利用者の声を反映した特色ある公園づくりに努めます。

雪対策については、雪みち計画に基づき、除排雪体制の充実と安全な道路環境の整備に努めるほか、地域コミュニティによる流雪溝の有効活用を促進します。

公営住宅については、つくも団地の建てかえ事業を継続実施するほか、人口や世帯の推移に対応した適切な管理戸数、老朽化した住宅の再利用など、今後における公営住宅の活用方法について、公営住宅等長寿命化計画を見直します。

上水道については、朝日地区の簡易水道再編推進事業が最終年度を迎える中、老朽管更新工事を実施するほか、災害時における避難所の給水確保のため、緊急時給水拠点確保事業を引き続き実施するなど、安全・安心な水の安定供給に努めます。

下水道については、合流式下水道改善事業を継続するほか、下水処理場「長寿命化計画」に基づき、機械設備と電気計装設備の更新工事を実施します。また、農業集落排水施設整備事業では、多寄地区に続き上士別地区の処理場機械設備と管路の更新工事を行うとともに、中士別地区の調査・診断に着手します。

駅前再整備については、これまでのさまざまな意見も踏まえた中で、商工会議所などの関係機関・団体、市民との協議や意見交換のもと、本市の玄関口としてふさわしく、魅力ある空間となり、市民が集う場となるよう検討を進めます。

安全で安心なまちづくりの取り組みとして、多寄地区に耐震性のある防火水槽を新設するほか、防災・減災に対する事業を推進します。

次に、国や道が実施する施策や事業の促進についてです。

2月4日に協定文が確定したTPPへの参加は、国内最大の食料生産地である北海道農業の存続や地域の経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。こうした不安や懸念を払拭するためにも、再生産可能となる対策の法制化や安定財源の確保、更には地域特性を生かした農林水産業や商工業が持続的に発展できるための対策について、国に強く求めてまいります。

北海道農業の重要な役割を果たしている甜菜振興については、本市が中心的役割を担い、全道81自治体で構成する北海道てん菜振興自治体連絡協議会での活動を軸に、作付拡大を総合的に推進していくための提案活動を積極的に進めます。

上士別地区国営農地再編整備事業については、事業早期完了や地元受注機会の拡大はもとより、北海道の地域農業の維持発展と基盤整備の計画的な事業の推進に向けた予算の確保について、引き続き国に要請してまいります。

また、中士別地区で進められている道営土地改良事業についても、円滑な事業の推進はもとより、農家負担の軽減が図られるよう、関係機関・団体との連携のもとに要請活動を進めます。

北海道縦貫自動車道については、現在工事が進められている士別剣淵ICから名寄市間の早期完成に向けて、期成会としての活動を軸に、国や関係機関への働きかけを継続します。

北海道に対しては、道道士別滝の上線朝日市街地道路の改修整備を初め、各自治会から要望されている道路、河川などの社会資本の整備について、協議と要請を行います。

次に、今後の行財政運営についてです。

国は、強い経済の再生なくして財政再建なしとの方針のもと、民需主導の持続的成長の実現に向けた取り組みを進めており、有効求人倍率が回復基調となるなど、景気は穏やかに持ち直しの傾向も見られますが、地方や中小の企業においてはその効果が十分には実感できない状況にあります。また、財政健全化の目標である基礎的財政収支の黒字化についても、その達成への見通しは不透明な状況となっています。

こうした中で、国の地方交付税総額では前年と同水準が確保されたところですが、本市の実質的な地方交付税においては、事業費補正や包括算定経費の減などに伴い、前年を下回る見込みにあり、合併特例加算縮減の影響も含め、今後の財政運営は非常に厳しい状況にあります。

このため、自治体運営改革会議や行財政改革懇談会での議論を踏まえ、公共施設マネジメント計画を策定し、公共施設のあり方についての方針を定めるほか、行財政改革計画の策定と着実な推進を図るとともに、中期財政フレームを基本に、持続可能な財政基盤の構築に努めながら、高度化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応できるよう、必要な見直し



を進めます。

私たちには、最北で最後の屯田兵を初めとする多くの先人たちの知恵と努力によって、今日まで築き上げられた豊かで貴重な自然や歴史、文化などを次世代に継承していく責務があるとともに、明るく住みよい地域づくりを進めていく使命があります。今、地方創生という大きな時代の転換期にある中で、地方が一層の主体性と責任を持ってまちづくりを進めていくことが求められています。まさに自治体の実力が問われる時代です。地域の主体性と責任のもとに、さまざまな課題の解決に努め、創造性と発展性あふれる自主自律の地域社会を築いていかなければなりません。そのためにも、まちづくり基本条例の基本原則である情報の共有に努め、市民自治を推進していきます。

本年は、まちづくりの基本方針として極めて重要な計画である次期総合計画の策定を本格化する年であり、市長任期と連動した計画期間を設定し、実効性を確保するとともに、市民自治の精神にのっとり計画づくりを進め、中長期的視点に立った行財政運営を進めてまいります。

行政には、10年先に立って今を見る先見力が重要であり、柔軟な発想による企画力のもと、スピード感のある実行力を発揮することを、私は機会あるごとに職員に求めているところであり、将来に向けたよりよいまちづくりへの思いを1つにすることに努めています。

私はこれまで、「この地の一人の声こそ原点」との理念のもと、座して待つのではなく積極的に市民の輪の中に入り、数多くの皆様方と士別のまちづくりについての話し合いを重ねるとともに、地域や団体からの要望や意見交換を通じてさまざまな懸案事項等も伺い、その解決に努めてまいりました。

1期目の4年間において、木を植え、築き上げてきた地盤のもと、2期目では、その木に実を实らせ、更に熟度を高めていくため、残された任期の中で、対話・調和・市民の輪を基本に、市民参加によるまちづくりを引き続き進めてまいります。

「天塩の流れとともに、人と大地が躍動するすこやかなまち」の実現を目指し、果敢にチャレンジしてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様におかれましても、力を終結していただきますようお願い申し上げます。

以上を申し上げ、新年度に向けての所信と市政執行の方針といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 次に、教育行政執行方針をお伺いいたします。

安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 平成28年第1回士別市議会定例会に当たり、新年度に向けて教育行政の執行に関する所信と基本方針を申し上げます。

総合教育会議において策定された教育大綱の基本理念のもとに、全ての子供たちが士別で育ち学ぶことに誇りを持ち、みずからの意思を持って、人に優しく、自分を大切に、夢の実現に向かって進む豊かな人格を養うことを目指した教育を進めてまいります。

第1に、学校教育の推進であります。

学校教育については、子供たちには基礎的・基本的な知識の習得に向けた取り組みや、豊か

な心や健やかな体の育成のための指導の充実などが求められていることから、児童・生徒が他人を思いやる力、他人の心を感じとる力、他人と協力し合う力、自分の感情をコントロールする力を身につけられるよう、学習指導の工夫・改善を初め、教職員の専門的知識や指導力向上に向けた研修を推進します。

士別東高校が取り組んでいる生徒個々に応じた教育の充実については、引き続き小規模校としての特色と地域の教育環境や資源を最大限に生かした教育活動を展開します。

また、いじめや不登校の根絶に向けた取り組みについては、各種アンケートの結果を踏まえた対応はもとより、適応指導教室ウィズと各学校の連携を深めるとともに、各種情報交換や研修の機会を充実し、問題行動などの未然防止や早期対応に向けた学校内の指導体制の充実を図ります。

地域資源を生かした教育の実践として、小学校3年生から6年生の総合的な学習として取り組んでいる農業学習については、27年度の実績を踏まえ、基幹産業の農業について学びながら、学校と地域社会の連携と積極的な人材の活用のもとに、多様な体験機会の提供を図るとともに、多世代間の交流の意義や、意欲を高める学習活動を展開します。

特別支援教育については、児童・生徒個々に応じた細やかな支援の充実を目指して、学校内での体制を強化します。

外国語によるコミュニケーション能力の育成については、児童・生徒が国際化に対応できる学習活動を推進するため、英語指導助手の体制の充実を図るとともに、積極的な活用を促進し、外国語教育の充実に努めます。

学校給食については、地元の農畜産物や旬の食材を積極的に使用したふるさと給食を通して、児童・生徒が士別市で生産される農産物についての理解を深める機会とするとともに、衛生管理の徹底を図り、おいしく安心して安全な給食の提供に努めます。更に、学校における食物アレルギーについては、関係機関と更なる連携を図り、対応に努めます。

児童・生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験の充実を図り、感性豊かな自己表現やコミュニケーション能力等を醸成します。また、小・中学校を訪問する子ども夢トークと、中学生による子ども議会を開催し、夢のあるまちづくりを目指して、子供たちから多彩なアイデアをいただくとともに、まちづくり学習の場として活発な意見交換の実施に向けて、取り組みを進めます。

みよし市こども交流事業については、これまで小学校6年生を対象に、例年冬休み期間中に実施してきましたが、研修時期や視察場所、研修プログラム等について検証・改善を行い、更に研修内容の充実を図ります。

学校図書館については、図書システムのネットワーク化により、管理体制の整備充実を図るとともに、各学校における蔵書を充実し、引き続き小学校に学校司書を配置することで、児童・生徒の読書習慣の定着や文芸活動の一層の推進に努めます。

また、非核・平和教育を進めるとともに、環境教育や消費者教育についても積極的に教育活

動に取り入れます。更に、男女共同参画社会の実現に向けて、児童・生徒に基本理念が浸透するよう継続して指導を行います。

教育施設の改善及び小・中学校の適正配置の取り組みについては、東日本大震災以降、学校施設の早急な耐震化等が求められていることから、新年度においては士別小学校体育館のつり天井を撤去するとともに、耐震化が完了していない施設については、小中学校適正配置計画の見直しのもとに、施設の整備に取り組んでまいります。

第2に、社会教育の推進であります。

社会教育については、自発的な学習活動を支援することによって、積極的に活動する市民の育成に努め、地域社会を創造していくエネルギーを高める公的社会教育の実現を目指します。生涯学習情報センターについては、生涯学習活動の拠点施設として更に機能の充実を図ります。

市立博物館については、30周年を迎えるハーフマラソンにスポットを当てた事業展開を中心に、特別企画展や各種講座等を開催します。

市立士別図書館については、計画的に実用書等の更新を実施し、図書資料の充実に努めるとともに、過去の地元新聞などの郷土資料を電子化することに着手、情報集積の場としての機能を拡充することにより、多くの利用者が集い、活気に満ちた魅力ある図書館づくりを進めます。

つくも青少年の家については、施設の老朽化が著しいことから、サイクリングターミナルとの機能の統合を検証するとともに、引き続き恵まれた環境を生かした活動プログラムの充実を図ることによって、多様な研修に対応します。

公民館活動については、九十九大学の学習内容や生徒会活動の充実を図り、高齢者の学習交流機会の拡大を図るほか、公民館講座を中心に、子供から高齢者までの市民各層を対象とした講座を実施するとともに、市民団体サークルの自主的学習活動を支援し、市民学習の拡大に努めます。

第3に、青少年の健全育成であります。

子供たちが安心して明るく生活することができる環境を整えるため、各機関の情報共有と相談体制の充実を図るとともに、青少年指導センター活動の充実に努め、家庭における教育力の向上と地域における青少年の育成能力の向上を図ります。

学校支援地域本部については、学校教育の現場での地域住民による外部講師の活用を推進するとともに、キャリア教育に必要な職場見学や職場体験の受け入れ企業の拡大など、多様な活動を可能とするきめ細やかな学校支援体制の充実に努めます。

家庭教育事業については、家庭での教育を保護者が学ぶ機会を一層充実させるとともに、子供の健やかな心と体の成長を図るため、「早ね早おき朝ごはん運動」を推進し、生活リズムチェックシートを活用した取り組みによって、幼児期からの基本的生活習慣の確立を目指します。

地域子ども会活動については、他市町村との交流事業などを展開しながら、学校や地域で活躍できるリーダーの育成支援に努めます。

チャレンジスクール事業については、引き続き市内の全小学校の4年生を対象に、地域の教

育力を活かした運営による取り組みを進めます。また、夏・冬の長期休業期間中に小学生を対象として、子供たちの学力向上と体力増強を図る屋外活動や創作活動などを通して、生きる力を育むため、学校教員や高校生との連携のもとに、チャレンジ寺子屋を実施します。

子供たちに豊かな体験を提供する土曜子ども文化村については、体験館として茶道や英会話などの文化活動や、市内企業の協力による職業体験を行うほか、音楽館として合唱や琴などの音楽活動を行うなど、内容を拡充します。

第4に、芸術・文化活動の推進であります。

芸術文化の振興については、文化振興条例に基づいて、市民の自発的な活動の支援や創作活動の活性化に努めるとともに、芸術鑑賞機会の提供や文化関連事業の開催、市民文化センターやあさひサンライズホールなど文化施設の機能充実を初め、各種指導者の育成に取り組みます。

市民総合文化祭については、市民の文芸活動や芸能活動の総合的な発表と鑑賞の機会として、内容の充実に努めながら、市民の文化活動の意識の高揚を図ります。

第5に、文化財の保護と活用であります。

地域の伝統文化や郷土の歴史を学び、後世に伝えていくため、文化財や史跡などの保存管理や調査研究を進め、市民の学習教材の資料として幅広く活用できるよう努めます。また、無形文化財については、鑑賞や体験の機会の提供を行うことによって、子供たちのふるさと意識の醸成を図ります。

第6に、市民スポーツの推進であります。

スポーツの振興については、健康・スポーツ宣言都市として、体育協会やスポーツクラブを初めとした関係団体との連携のもと、市民の健全な心と体づくりや競技力の向上など、各種事業を一層充実させ、笑顔あふれる元気なまちを目指します。

また、士別市まち・ひと・しごと総合戦略重点プロジェクトの一つである合宿の聖地創造事業では、合宿の里士別推進協議会などとの連携を強化し、市民ぐるみできめ細やかな受け入れ体制の向上を図ります。

合宿の里士別ステップアッププラン事業では、海外チームの招聘を初め、中央省庁や各競技団体への要請活動を積極的に行い、トップアスリート合宿の継続的開催と、新たなチームの招致を目指します。また、選手のニーズに合った合宿に対応するため、施設の改修や各種トレーニング機器の更新などを実施します。また、国が推進するホストタウン構想では、全国44市町村、全道3市の一つとして第一次登録を受け、台湾を相手国にウエイトリフティングやマラソンなどのスポーツ交流はもとより、文化交流や観光・物産交流など、中長期的な交流事業を計画していくところであり、台湾に出向いて招致活動を行うとともに、台湾のスポーツ関係者を招待して、士別のトレーニング施設や宿泊環境などを実際に見ていただき、翌年以降の本格的な交流の準備を進めます。

スポーツ合宿招致と連動して開催しているスポーツイベントでは、士別ハーフマラソン大会が30回、全日本ジュニア&レディースサマージャンプ大会、朝日ノルディックスキー大会が20

回の節目を迎えることから、式典や講演会を開催、ファミリー向け新種目の設定など、記念大会として多くの人が楽しめる内容の充実を図ります。

更に、全日本サマーjump・コンバインド大会、ディスタンスチャレンジ士別大会など、日本を代表するトップアスリートが集う大会については、多くの観客を動員できるような企画に取り組みます。

スポーツ施設については、朝日農業者トレーニングセンターの外壁改修を初め、青少年会館内部の全面改修、スポーツ合宿センター翠月の一部改修など、合宿受け入れ施設としての整備を図るほか、朝日プールの鉄骨解体工事、朝日スキー場の減速機のオーバーホールやロープの切り詰めを行うなど、施設の安全確保に努めます。また、日向スキー場第1リフトの改修に関しては、実施設計や地質調査など、平成29年度の改修工事に向けた準備を進めます。

以上、教育行政を進める上での具体的な考え方を申し上げましたが、教育大綱を踏まえ、生涯学習社会の推進に向けて、学校、家庭、地域が一体となって取り組む民主的教育環境の実現を目指して、一層努力してまいりますので、市議会議員を初め市民の皆様方の深い御理解と御協力をお願い申し上げ、教育行政の執行方針といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 次に、平成28年度各会計予算並びに関連提出議案の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第5号から議案第17号まで、平成28年度士別市一般会計予算案ほか各特別会計及び企業会計予算案並びに予算案に関連する案件について、私からその概要を御説明いたします。

まず、議案第5号 士別市一般会計予算から議案第13号 士別市病院事業会計予算についてまで御説明申し上げます。

国は、地方創生を本格的に展開するため、1億総活躍社会の実現に向けた緊急対策やTPP関連施策を柱とした3兆3,000億円の補正予算と、平成28年度当初予算を切れ目なく一体的に執行させることで、デフレ脱却、経済再生への取り組みを加速させ、経済再生と財政健全化の両立を目指しています。

本市の財政状況は、自主財源の柱である市税のうち、固定資産税と軽自動車税が前年度より微増する一方で、法人市民税については、課税偏在性是正措置による法人税率の引き下げの影響により大幅な減収となるなど、市税総額としては前年と比較して約8,000万円の減少を見込んでいます。地方交付税については、トップランナー方式など新たな算定方式の導入や、昨年実施された国勢調査の結果の反映、更には合併算定がえの段階的削減が始まるなど、臨時財政対策債と合わせた実質的な交付税総額は前年を下回るものと見込んでおり、一般財源の確保がより厳しい状況となっています。

歳出面においては、持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き中期財政フレームや財政運営方針などにのっとり、行政全般にわたる取り組みを着実に実施するよう努めるとともに、27年度に取りまとめた公共施設白書をもとに、公共施設マネジメント計画の策定を進めます。

こうした中での平成28年度予算の編成となりましたが、市民サービスの水準を確保しつつ、新たな行政課題に対応するため、必要な見直しに努めるとともに、士別市総合計画の推進とあわせて、マニフェスト項目の実現を図るなどの方針を基本に、歳出の効率化と重点化を図った次第です。また、引き続き市民パートナー推進のための重点枠として、士別市CM作成事業など、新規2事業を含めた計10事業を予定しているところです。

この結果、予算の総額は、一般会計189億8,601万8,000円、特別会計66億6,519万円、企業会計49億9,083万6,000円、合計306億4,204万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、一般会計で対前年比0.7%の減、全会計総額で1.9%の減となりました。この主な要因としては、一般会計では、上士別小学校中学校校舎建設や、移動系防災無線デジタル化事業といった大型事業が終了したことによるものです。

次に、予算編成に当たり、特に留意した事項とその主な内容について、一般会計の歳出から順次御説明申し上げます。

まず、総務費についてですが、今年度策定作業を進めてきた本庁舎整備基本計画に基づき、市民の利便性に配慮したコンパクトな本庁舎の建設に向けた基本設計業務等に着手する庁舎改築事業、30年度からの新たな総合計画の策定に向けた次期総合計画策定事業、国のホストタウン構想の第一次登録を受け、スポーツ交流はもとより、文化交流や経済交流などの展開を目指すホストタウン推進事業、本市ふるさと大使である映画監督の水戸英樹氏と士別翔雲高校生の協力を得て、PR動画を制作する士別市CM作成事業などを予算措置しました。このほか、地域おこし協力隊活用事業においては、めん羊振興とスポーツ合宿推進を目的として、新たに3名の採用を予定したところであり、また、コミュニティセンター整備事業においては、改修工事を補助対象に追加するなど、制度の拡充を図るものであり、これらを含めて総額6億8,293万8,000円を計上しました。

次に民生費ですが、社会福祉費においては、不足する介護従事者の確保と定着を図る介護従事者新規就労定着支援事業、手話通訳の更なる技術向上を目指す手話通訳者応用講座開催事業を新たに実施するほか、本年10月にオープン予定のいきいき健康センター建設事業を継続実施します。また、障害のある児童の支援策である日中一時支援事業の利用料の無料化や、消費税率引き上げに伴う低所得者への国の給付措置である臨時福祉給付金給付事業などを合わせて、26億7,241万1,000円を計上したところです。

また、児童福祉費では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的相談支援サービスを提供する子育て世代包括支援センター運営事業や、市街地北地区における子どもセンター建設の設計に着手する北地区子どもセンター整備事業を実施するほか、特別保育推進事業においては、産前産後の保護者を対象者とする制度拡大などで7億9,625万3,000円、生活保護費の4億1,603万4,000円と合わせて、民生費全体では、38億8,469万8,000円を計上しました。

次に衛生費についてですが、このうち保健衛生費では、いきいき健康づくり支援事業において、介護予防や健康増進を図るサフォーキングジムの充実を図るとともに、若い世代に対する健康

づくりへの意識啓発を行う一方で、成人保健事業においては、新たに30代の若年層に対する健康診査を実施します。このほか、水道事業会計及び病院事業会計に対する補助金などを計上しました。また、清掃費では、29年度の供用開始に向けて、3カ年事業の最終年度を迎える環境センター建設事業を初め、合葬墓建設事業やし尿前処理施設整備事業など、衛生費では35億726万9,000円を計上しました。

次に労働費についてですが、勤労者の生活と雇用の安定を促進するため、中小企業勤労者総合福祉推進事業を実施するほか、高齢者労働能力活用事業、中小企業勤労者総合福祉対策事業などを実施するとともに、士別地域通年雇用促進協議会を中心に、季節労働者への支援を図るなど、4,278万7,000円を計上しました。

次に、農林水産業費についてです。

農業費では、足腰の強い農業・農村づくりを推進していくため、農業・農村担い手支援事業や、しべつ農村塾運営事業、グリーンパートナー推進事業などを実施するほか、寒冷地作物振興策として、甜菜作付振興事業などを引き続き実施します。

また、農業基盤整備費で、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮に向けて、農業者が共同で取り組む地域活動を支援する多面的機能支払い事業などを計上しました。

一方、畜産の振興に向けては、良質な自給粗飼料確保と効率的な生産方式の導入により、安定した近代的酪農経営を促進するため、畜産担い手総合整備事業を引き続き実施していくとともに、めん羊経営における担い手の育成確保を図るため、地域おこし協力隊とも連携し、めん羊飼養希望者の受け入れを実施するサフォーク種めん羊飼養者育成確保事業や、めん羊飼養者の定着化と経営の安定を図るめん羊振興事業などを計上しました。このほか、子ども議会での提言に基づき、遊具の更新やトイレを改修する多寄農村広場環境整備事業などをあわせ、農業費全体で10億6,577万円を計上しました。

林業費については、森林の計画的な保育と整備を図るため、森林環境保全整備事業や分収造林事業を継続して実施するほか、有害鳥獣被害防止対策により駆除したエゾシカなどを適切に処理するため、一時的に冷凍保管するための保管施設を整備する有害鳥獣処理対策事業など、1億1,864万円を計上し、農林水産業費全体で11億8,479万7,000円を計上したところです。

次に商工費ですが、商店街を初めとする中小企業の厳しい状況を踏まえ、中小企業振興条例に基づく特別融資などの制度融資や利子補給を実施するほか、にぎわい市場や「復活！朝日町商店街開催事業」に対する支援など、商店街の活性化対策を初め、地元企業の活躍による住環境の充実を目的とした住宅新築・改築促進助成事業を引き続き実施します。

観光関係では、道北地域市町村と連携した広域観光ルートの形成や道内外に対するPR活動を引き続き進めるとともに、羊と雲の丘観光施設整備事業においては、バーベキューハウスの設備改修を実施するほか、トヨタ工業学園の協力のもとにフラワーガーデンを整備するなど、商工費全体で5億2,046万1,000円を計上いたしました。

次に土木費について、土木管理費では引き続き地籍調査数値情報化事業など6,279万8,000円

を計上し、道路の新設改良については、市道の整備を単独及び交付金事業により実施するとともに、橋梁長寿命化計画に向けた橋梁補修実施設計業務委託や、大雨による被災のため廃橋が決定している於鬼頭橋撤去工事費を計上するなど、道路橋梁費で11億516万6,000円を計上しました。

都市計画費では、引き続き西広通整備事業やわくわく水郷公園再開発事業の実施など、あわせて8億2,759万1,000円を計上し、住宅費ではつくも団地B棟建設工事に着手するほか、公営住宅ストック総合改善事業などで2億949万2,000円を計上したところであり、土木費全体では22億2,513万4,000円を計上しました。

次に消防費では、段階的な消防団員の装備改善を引き続き進めるほか、地域防災力の強化を図るための負担金や防災対策資機材充実のための購入費など、合わせて6億7,474万9,000円を計上したところです。

次に、教育費についてです。

まず、教育総務費では、情報教育の推進を図るため、情報処理教育推進事業において、小・中学校におけるパソコンの更新を実施するほか、地域資源を活用した学校教育の推進事業や、奨学資金貸付事業、遠距離通学助成事業、就学援助事業など、2億3,657万5,000円を計上しました。

小中学校費のうち、上士別小学校中学校改築事業では、グラウンド整備などを実施するところであり、士別小学校屋体外壁改修工事や多寄中学校屋内体育館のつり天井改修に向けた調査業務委託料などを合わせて5億4,865万8,000円を計上するとともに、高等学校費では1,540万2,000円を計上したところです。

社会教育費については、学校支援地域本部事業や子どもの学習・生活習慣定着推進事業などの取り組みを継続実施するほか、未来を担う子供たちのアイデアや意見を市政に反映していくため、子ども議会や子ども夢トークを引き続き実施するなど、合わせて2億3,122万5,000円を計上しました。

保健体育費では、ふるさと給食事業や各種スポーツ振興事業費、児童生徒体育会参加交通費助成事業などを引き続き実施し、施設整備においては、学校給食センターの機器更新工事や日向スキー場第1リフト建設工事实施に向けた設計業務委託、朝日プール上屋解体及び保温シートの設置、朝日農業者トレーニングセンター外壁補修工事など、合わせて4億3,437万6,000円を計上したところであり、教育費全体では14億6,623万6,000円を計上しました。

次に、公債費については、地方債の償還元金と利子のほか、一時借入金利子など、合わせて22億6,945万7,000円を計上しました。

次に、職員費では、特別職や再任用職を含めた給与費311人分など、23億9,649万円を計上したところであり、予備費については500万円を計上しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、市民税については、27年度の決算見込みをもとに推計を行ったところであり、法人市



民税の税率引き下げの影響などにより、個人・法人を合わせて対前年7,889万9,000円減となる9億1,104万7,000円を計上し、固定資産税については対前年791万6,000円増の9億4,911万6,000円を計上したほか、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税などを合わせ、市税総額では対前年8,106万2,000円の減、率にして3.6%減の21億7,960万1,000円としたところです。

次に、地方譲与税を初め、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などについては、国の予算並びに地方財政計画の収支見込み額を勘案し、7億5,600万円を計上しました。

次に、地方交付税についてです。

地方財政計画における伸び率をもとに算定した結果、普通交付税については63億6,061万7,000円を計上したところであり、特別交付税の9億5,000万円を合わせて、対前年比2.4%減の73億1,061万7,000円を計上しました。また、分担金及び負担金については1億939万1,000円、使用料及び手数料については、今年度からの使用料・手数料の見直しの影響額を含めて3億7,797万円を計上したところです。

次に、国庫支出金では17億5,097万円、道支出金では10億2,686万円を計上し、財産収入では、市有財産の貸付金収入のほか、市有林間伐材の売払収入などで3,830万3,000円を見込んだところです。

また、繰入金については、財政調整基金6億3,000万円を計上したほか、合併特例振興基金などの特定目的基金の取り崩しを予定し、基金全体としては8億2,340万7,000円を計上しました。

次に諸収入については、各種貸付金の元利収入などのほか、受託事業収入などを合わせて7億779万6,000円を計上し、市債では歳出予算に計上した投資事業の財源として32億8,190万円のほか、過疎地域自立促進特別事業債のソフト分、臨時財政対策債などを合わせて、全体で39億510万円を計上しました。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計については、27年度の決算見込み額を勘案の上予算を積算し、療養給付費及び高額療養費などの保険給付費で16億3,553万5,000円、後期高齢者支援金等で2億7,099万4,000円、共同事業拠出金6億7,896万1,000円などを計上し、全体では対前年3.4%減となる27億2,126万5,000円を計上したところです。

一方、歳入総額は26億7,394万5,000円と見込んでおり、収支不足額4,732万円については歳入欠陥補填収入として取り扱い、収支均衡を図ったところです。

被保険者数の減少に伴い、国保税が減収している一方で、1人当たり療養給付費等は年々増加していることから、26年度の税率改定時において3年程度をかけて税率改定を行うことにより、段階的に収支改善を図るとしてきたところであり、28年度においては収支不足の金額を税率改定に伴う税収増で対応する予定としていますが、今後についても運営主体の都道府県化に向け、国保財政の健全化に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億9,090 万 1,000 円のほか、事務経費と合わせて 3 億2,851 万7,000 円を計上しました。

次に、介護保険事業特別会計については、居宅介護サービスや介護老人福祉施設入所者に関する保険給付費のほか、地域支援事業では認知症の初期段階からの確な支援を行う認知症初期集中支援チームを設置することや、介護予防サービス、地域自立生活支援サービスを実施するなど、合わせて 22 億1,033 万9,000 円を計上しました。

次に、地方卸売市場事業特別会計については、市場管理費 929 万9,000 円を計上し、公共下水道事業特別会計については、合流改善整備を継続して実施するなどの下水道施設整備費や下水処理場管理費のほか、朝日地区における特定環境保全下水道事業費などを合わせて、10 億 2,783 万2,000 円を計上しました。農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設費、個別排水処理施設費などを合わせて、3 億6,793 万8,000 円を計上したところです。なお、これら各特別会計に対する財源としては、それぞれ一般財源及び国・道支出金、市債等の特定財源を充てたほか、不足する財源については一般会計からの繰入金をもって収支の均衡を図った次第です。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

まず、水道事業会計については、業務量を給水戸数 8,340 戸、年間総給水量を 201 万立方メートルと推計した結果、収益的収支については、収入 5 億5,452 万5,000 円、支出 6 億6,217 万 4,000 円、差引額 1 億764 万9,000 円の不足。資本的収支では、収入 4 億4,244 万7,000 円、支出 5 億2,125 万4,000 円、不足額 7,880 万7,000 円となった次第です。

以下、その主たる内容について御説明いたします。

まず、収益的収入についてですが、営業収益では給水収益のほか、受託工事収益などを合わせて 3 億7,894 万7,000 円を計上し、営業外収益では、一般会計繰入金など 1 億7,555 万8,000 円を計上しました。また、収益的支出では、営業費用で 5 億8,279 万8,000 円を計上し、営業外費用では 7,907 万6,000 円を計上しました。

次に、資本的収入についてですが、建設改良に伴う企業債、国庫補助金及び工事負担金などを合わせて 4 億4,244 万7,000 円を計上し、これに対する資本的支出として、緊急時給水時拠点確保事業費などのほか、企業債償還金を合わせて 5 億2,125 万4,000 円を計上しましたが、不足する額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額をもって補填するものです。

次に、病院事業会計について申し上げます。

28 年度の事業量については、年間患者数を入院 4 万 150 人、外来 12 万 1,500 人と推計した結果、収益的収支では、収入 33 億 3,187 万 6,000 円、支出 33 億 1,287 万 5,000 円、利益額 1,900 万 1,000 円。また、資本的収支では、収入 3 億 8,086 万円、支出 4 億 9,453 万 3,000 円、不足額 1 億 1,367 万 3,000 円として計上しました。

以下、その主な内容について御説明いたします。まず、収益的収入についてですが、医業収

益では、入院・外来を合わせて23億8,448万7,000円を計上し、医業外収益では一般会計からの補助金などで9億4,738万7,000円を計上しました。収益的支出については、医業費用で32億8,013万6,000円を計上し、医業外費用では企業債償還利息などで3,053万8,000円を計上したところです。次に、資本的支出についてですが、医療機器購入費及び企業債償還金のほか、看護師就学資金貸付金などを合わせて4億9,453万3,000円を計上したところであり、これに対する資本的収入としては、企業債1億2,720万円に一般会計からの繰入金などを合わせて3億8,086万円を計上し、不足する額については、損益勘定留保資金により補填するものとしたところです。この結果、一般会計からの繰入金は、基準に基づく8億572万8,000円に加え、新たな経営改革プラン達成のための経過措置額8,000万円を合わせて、8億8,572万8,000円を計上しましたが、収支均衡を図るため、その他医業外収益に2億9,300万円を計上しており、実質的な赤字予算となるものです。

一般病床における患者数が大幅に減となるなど、早急な経営改革プランの見直しが求められる中で、今後においても患者動向のほか、診療体制や国の医療施策、北海道が策定する地域医療構想などの状況を踏まえ、慎重に対応してまいります。

次に、予算に関連する議案について順次御説明申し上げます。

まず、議案第14号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する条例についてです。

本条例については、近年の資材や労務費の上昇により、実勢の建築単価との乖離が生じていることなどから、補助基準を見直すとともに、高齢化や自治会館の老朽化に対応するため、バリアフリー化や屋根・外壁等の改修など、新たに改修工事の内容を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第15号 士別市こども通園センター条例の一部を改正する条例については、こども通園センターの利用におけるサービス加算取り扱いの見直しに伴い、利用者負担の増加が生じることから、減免規定を設けることにより、保護者の負担軽減を図るとともに、早期の療育や発達支援ができるよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第16号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、26年5月に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴い、引用する条項変更に対応するほか、職員の給料の具体的な基準となる等級別職務基準表の適用について追加するとともに、23年度から27年度までの5年間にわたって経過措置を設けてきた住宅手当における持家に対する手当について、道内市町村の状況はもとより、地域経済への波及効果や定住による地域社会への参加促進、固定資産税の納付の観点などから、当分の間制度維持の必要があるものとの考えのもと、所要の改正を行うものです。

次に、議案第17号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定については、勤労者センターの指定管理が本年3月末をもって期間満了となることから、4月以降の指定管理者の選定につ

いて、これまでの事業内容や今後の管理運営に係る事業計画について、士別市指定管理者審査委員会で審査を行った結果、申請のあった士別中小企業勤労者福祉協会を引き続き候補者として選定したところです。

以上、平成28年度士別市一般会計予算案のほか、各特別会計及び企業会計予算案、予算案に関連する条例並びに一般議案について、その概要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号 平成28年度士別市一般会計予算ほか12案件を審査するため、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第17号までの13案件は、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

---

○議長（丹 正臣君） 引き続き、予算審査特別委員会正副委員長を選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、正副委員長の御指名を申し上げます。

予算審査特別委員会委員長に松ヶ平哲幸議員、副委員長に岡崎治夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま示したとおり選任いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長に選任されたお二人より御挨拶をお願いいたします。初めに、予算審査特別委員会松ヶ平委員長、御登壇の上御挨拶をお願いいたします。

○予算審査特別委員長（松ヶ平哲幸君）（登壇） ただいま平成28年予算審査特別委員会が設置され、議員各位の御推挙をいただき委員長の大役をおおせつかりましたことに、心から感謝申し上げますとともに、この重責をしっかりと受けとめ、予定されている期間、その任務を全力で務めさせていただく決意であります。

さて、今の国内情勢に目を向けますと、日銀が初めてとなるマイナス金利政策を実施したことによる市場への影響が不安視されている中、4月1日からは電力小売り全面自由化や、医療報酬が改定され、医療の値段が変わり、患者負担も変化することになっており、生活に対する不安が増大されています。また、環太平洋連携協定、TPPが発効した場合の影響額が、北海道によって試算されたものが公表されましたが、改めてこの地域における影響も懸念されるところであります。

一方、本市では過去最大の約52億円の事業費となる環境センター建設は、29年4月供用開始に向けて建設が進められる中、市役所と消防庁舎改築などの大型事業も抱えているところであり、歳入では市税の減収や国勢調査による人口減少、合併特例加算額の減額など、地方交付税も減少するなど、大変厳しい現状であることを踏まえ、中期財政フレームを策定して、歳出の抑制に取り組んでいるものの、市立病院への繰り入れも限界に達しており、財政課題もさることながら、地域医療に対する不安も生じています。

このような中での28年度の予算であります付託された13案件を、この委員会において十分な議論を経て、しっかりとした肉づけをすることが市民の皆様の御理解と市民の総意を結集することにつながり、しいてはこの難局を乗り越えることと確信をしておりますので、熱意ある議論を期待するところであります。

最後に、各報道の皆様方には、本委員会の審査内容を市民の皆様到的確にわかりやすく報道していただきますようお願いを申し上げます、委員長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくをお願い申し上げます。（拍手）（降壇）

○議長（丹 正臣君） 次に、岡崎副委員長、御登壇の上御挨拶をお願いいたします。

○予算審査特別副委員長（岡崎治夫君）（登壇） このたび、28年予算審査特別委員会副委員長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

28年予算審査特別委員会が設置され、議員各位の御推挙により副委員長の大役を務めさせていただくことになりました。その重大な責務に身の引き締まる思いでございます。委員の皆様を初め、理事者並びに各執行機関、各関係部局職員の皆様方の御理解と御協力を賜りながら、誠心誠意副委員長として、松ヶ平委員長とともに職責を果たしていく所存でございます。

よろしくをお願い申し上げます。

さて、このたび、特別委員会の付託につきましては平成28年度の予算審査でありまして、牧野市政2期目の後半に入りました28年度の予算審査でございます。国は、景気対策のため、安倍首相はアベノミクスの3本の矢のもとに、デフレ脱却のために景気回復を目指し、大なたを振るわれているところではありますが、なかなか我々地方自治体まではその効果は直接見えてこない中であります。昨年からは国はまち・ひと・しごと創生法による地方創生を打ち出し、その中では少しは見えてきたのではないかと思います。本市は、本市なりの培った歴史があり、限られた財源をもとに、市民の皆様の満足のいく予算措置にはならないとは思いますが、どこよりも士別市に住んでいてよかったと、御理解のできる予算審議をしてみたいです。

結びになりますが、本予算審査特別委員会は限られた日程ではありますがゆえに、市民に開かれたわかりやすい議論の場となりますよう、関係者皆様方の御協力と御理解を特にお願いをする次第でございます。また、報道関係者の皆様方には、私からも、市民の皆さんに対しこれまで同様審議経過及び結果について、敏速にお伝えくださいますようお願いをいたしまして、副委員長就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）（降壇）

○議長（丹 正臣君） ここで、昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩をいたします。

---

（午前 1 1 時 4 7 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

---

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（丹 正臣君） 日程第 3、議案第 18 号 士別市行政不服審査会条例の制定について、議案第 19 号 士別市個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について及び議案第 20 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上 3 案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 18 号 士別市行政不服審査会条例の制定について、議案第 19 号 士別市個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について、議案第 20 号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

今回制定する条例は、行政が行う処分に関し、国民がその見直しを求める手続、いわゆる行政不服審査制度を見直した行政不服審査法関連 3 法が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、必要な条例を整備するものであります。

まず、士別市行政不服審査会条例の制定についてですが、改正後の行政不服審査法に基づく不服申し立てがあった場合、第三者機関への諮問が原則義務化されたことから、士別市行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

次に、士別市個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について及び行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、法改正後の不服申し立てについては、原則、士別市行政不服審査会へ諮問することになる中で、これまで士別市個人情報保護条例、士別市情報公開条例に基づく処分に係る不服申し立てについては、士別市個人情報保護・情報公開審査会においてその審査を行っていたことから、法改正後においてもその審査体制を維持するため、所要の措置を行うことのほか、審査手続における提出書類等の写しの交付手数料に関する規定の追加、更に関係人に意見陳述を求める場合の実費弁償の規定の追加等を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

井上議員。

○14番(井上久嗣君) 今、市長より御提案の説明をいただきました議案18号から20号の3つの条例改正案でございますが、これは行政不服審査法関連3法の公布に伴う条例等の改正ということですが、これは昨年6月に成立、この関連3法が成立、公布され、今年の4月1日から施行されるということですが、まず初めに、この関連3法の目的について簡単に御説明いただきたいと思います。

○議長(丹 正臣君) 鴻野総務課長。

○総務課長(鴻野弘志君) お答えをいたします。

行政不服審査法関連3法、これは、行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、それから、行政手続法の3法でございます。これらが改正をされたところでございますが、まずこの目的等でございますが、行政不服審査制度とはということでございますが、これは、行政処分に関し国民がその見直しを求め、行政庁などに不服を申し立てる手続きでございます。訴訟を起こさず、簡易迅速な手続により、国民の権利・利益を救済するものということでございまして、今回この法律の改正に関しては、これらのことに関して公平性の向上、それから使いやすさの向上、そして、救済手段の充実拡大、これらの観点から見直しが行われたところでございます。

以上です。

○議長(丹 正臣君) 井上議員。

○14番(井上久嗣君) それで、今、見直しが行われたということで、この関連3法によりまして、今御説明いただきました行政不服審査制度というのが見直しをされたということですが、現在と今後改正後の部分で、どのような部分が変わっていくのか、大まかな部分でよろしいので、御説明をいただきたいと思います。

○議長(丹 正臣君) 鴻野課長。

○総務課長(鴻野弘志君) お答えをいたします。

まず、公平性の向上でございますが、これにつきましては、審理を行う者について、現行法では特に規定はないところでございますが、改正法では処分に関与しない者を、これが審理員として、公正に審理をすることになっていくということでございます。

それから、第三者による点検として、今回これらの改正等によりまして、新たに設置となる行政不服審査会がその点検を行うということで、1つには公平性の向上が図られるというところでございます。

次に、使いやすさの向上でございますが、これにつきましては、不服申し立て可能な期間が現行の60日から3カ月に延ばされるところでございます。また、不服申し立ての前置として、例えば裁判に訴えるためには、不服申し立てを行い、その裁決を経た後でなければならないとされる法律が現在96ございますが、今回の改正により、その96のうち68の法律でその前置の廃止や縮小となるというところで、使いやすさの向上が図られるというところでございます。

次に、救済手段の拡充・拡大というところでございますが、これは実は行政手続法の改正がございまして、これに関しては昨年3月で本市においても行政手続条例の改正により対応しているところでございますが、これは例えば、この内容については、行政指導の中止などの求め、こういったことがこの行政手続条例により明確化されたこと、こういうようなことから、救済手段の拡充・拡大というような位置づけにされていると、そういうところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） その改正法にのっとなって、今回この3つの条例案が出ているのでありますが、本市における今回のこの制度改正に伴う条例整備のそれぞれの中身、先ほど市長の説明にもありましたが、もう少し若干詳しく概要を御説明いただきたいと思っております。

○議長（丹 正臣君） 鴻野課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

まず、公平性の向上という観点から、第三者による点検を行うものとして、新たに士別市行政不服審査会条例を制定するところでございます。その主な内容としましては、まず設置する審査会につきましては、事件ごとに設置をし、委員については審査手続の終了をもって解任をされるというところでございます。

次に、その委員の選任に当たってでございますが、今回この行政不服審査会に求められる専門性については、現行の士別市個人情報保護・情報公開審査会と類似をしていることなどから、この同審査会、士別市個人情報保護・情報公開審査会をベースといたしまして、事案ごとにそこから選任をしていくというようなことにしてございます。

最後に、情報漏えいの罰則規定というものも、今回この行政不服審査会条例には盛り込まれているところでございます。

次に、士別市個人情報保護・情報公開審査会条例の制定についてでございます。

これにつきましては、今申しましたように、行政不服審査会と同様な審理手続きが行われるところでございます。このようなことから、この今申しました個人情報保護・情報公開審査会条例においても罰則規定を設けるということもございまして、現行、規則で定められていたところでございますが、これを今回にあわせ条例化をするものということでございます。

それから最後に、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございますが、これらにより、現行、本市における6つの関係する条例の文言等を一括で整理するものでございます。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 罰則とかいろいろ出るみたいですがけれども、これらの条例の規定によりまして、市民の情報に関する取り扱いが今後十分に、特に慎重に進めていただきたいと思っておりますとともに、決して市民の不利益にならないようなことをきちっと留意をして、運用していた



だきたいと思いますが、その辺について一言いただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

今回の行政不服審査法関連の法律、特にこの行政不服審査法については、50年以上たつての抜本的な見直しでの改正ということもあります。これは、昨今の国民の権利保護、利益保護というようなところの視点もあって、平成20年ぐらいから国会でも議論されながらも、なかなかそれが実際には廃案になったりというような経過でありました。今回、この制定を受けて、本市としても条例整備を行っております。ただいま井上議員からお話ありましたように、この条例を整備するわけですから、今後においては市民の皆さんの権利あるいは利益の保護ということをまず、改めて見直しといたしますか、改めてその考えに立つとともに、仮に不服申し立て、更には審査請求というような段階に至った場合については、公正性、公平性、そして透明性と。この部分について、しっかり踏まえながら対応していきたいと考えています。

更に、何よりも大切なのは、やはりこういった不服申し立て、こういったものないような行政を進めていくということが大事だと思いますので、今後においては個人情報保護、そして適切な情報公開というようなところとあわせて、行政としての責任を持った対応に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第20号までの3案件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第4、議案第21号 士別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第22号 士別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第21号 士別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第22号 士別市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年5月に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法の一部が改正となり、人

事行政の運営等の状況の公表に関する条例においては、人事評価に関することなど、公表すべき項目の追加及び公表方法の変更があるため、また、職員の勤務時間、休暇等に関する条例においては、条文で引用している条項の変更が生じることから、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号及び議案第22号の2案件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第5、議案第23号 士別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第23号 士別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令が本年1月22日に公布され、その一部の規定が4月1日から施行されることに伴い、地方公務員災害補償法施行令の一部が施行されることから、当該施行令の適用を受けない士別市議会の議員その他非常勤の職員についても、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第6、議案第24号 士別市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第24号 士別市立学校設置条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

このたび、士別市立上士別小学校及び士別市立上士別中学校を、同中学校敷地内に併設校として改築することに伴い、同小学校の位置地番を変更するため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第7、議案第25号 士別市児童遊園条例を廃止する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第25号 士別市児童遊園条例を廃止する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法に基づき、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的に、屋外における児童の安全かつ健全な遊び場所となる児童厚生施設として児童遊園を設置するため、昭和39年に制定したものであり、この条例に基づき多寄地区の北星児童遊園を地域公園として管理してきたところです。

このような中、地域における児童の健全な遊び場をあわせ持つ広場として、平成6年、近隣地に多寄農村広場を整備したことに伴い、北星児童遊園の利用が減少する状況となったことから、多寄地区自治会連絡協議会との協議も踏まえ、今後は農村広場に遊具等を集約し、充実していくことが望ましいとの判断のもと、27年度をもって北星児童遊園を廃止し、本条例についても廃止するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第8、議案第26号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第27号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君)(登壇) ただいま議題となりました議案第26号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び議案第27号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、本年1月から国民健康保険税の減免申請及び介護保険料の減免、徴収猶予の申請において、個人番号の記載が必要となったため、それぞれ所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。(降壇)

○議長(丹 正臣君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号の2案件は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(丹 正臣君) 次に、日程第9、議案第28号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。川村保健福祉部長。

○保健福祉部長(川村慶輔君)(登壇) ただいま議題となりました議案第28号 士別市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本改正は、介護保険法及び関係省令の一部が本年4月1日から改正されることに伴い、定員18人以下の小規模な通所介護及び利用定員9人以下の療養通所介護について、地域密着型サービスに移行されることとなったため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第10、議案第29号 士別市農業・農村活性化条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） ただいま議題となりました議案第29号 士別市農業・農村活性化条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年9月に公布された農地法の改正に伴い、農業生産法人を農地所有適格法人に文言整理するため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第11、議案第30号 士別市林業木材産業構造改革事業林道開設工事費分担金徴収条例を廃止する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第30号 士別市林業木材産業構造改革事業林道開設工事費分担金徴収条例を廃止する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本市では、林業木材産業構造改革事業による林道開設に伴い、分担金の徴収を行ってきたところですが、当該事業が完了したため、本条例を廃止するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 次に、日程第12、議案第31号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第10号）、議案第32号 平成27年度士別市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第33号 平成27年度士別市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第34号 平成27年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）、以上4案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいま議題となりました議案第31号 平成27年度士別市一般会計補正予算（第10号）から議案第34号 平成27年度士別市水道事業会計補正予算（第1号）について、一括してその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、社会保障税番号制度システム整備事業費や、地方創生加速化事業費など、平成27年度国の補正（第1号）に伴う諸事業のほか、橋梁整備補助事業費など、当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてですが、総務費では、社会保障税番号制度システム整備事業費において、平成29年7月からマイナンバー制度による国と地方公共団体間における情報連携が開始されることに伴い、情報セキュリティ対策の一層の強靱化を図る必要があるため、庁内ネットワーク等改修業務委託料1,512万円を計上しました。

また、27年度国の補正予算（第1号）において、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の取り組みの中で、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る事業を対象として、地方創生加速化交付金が創設されたことから、関連事業としての採択を目指すため、6次産業化推進事業費として196万9,000円、ICT農業推進事業費として624万9,000円、スポーツイベント開催事業費として1,130万5,000円、スポーツ合宿推進事業費として1,460万9,000円、体育施設整備事業費として679万5,000円、合宿の里士別ステップアッププラン事業費として、1,671万9,000円、スポーツトレーニング環境整備事業費として、3,701万7,000円の計7事業、全体事業費としては9,466万3,000円を計上したところです。

次に、民生費では、低所得者の多子世帯やひとり親世帯に対して、国が新年度から実施する

保育料負担軽減策に対応するため、保育料収納システム改修業務委託料77万8,000円を計上しました。

農林水産業費では、担い手経営発展支援事業費において、北海道から士別スズランファーム株式会社に対する農業経営法人化支援事業補助が決定したことを受け、同法人に対する補助金40万円を計上し、甜菜作付振興事業費においては、今年度における事業量の確定に伴い、127万7,000円を追加計上するほか、畜産担い手総合整備事業費においては、国の補正（第1号）により、2,088万円の再配分が決定したことから、現計予算において不足する1,155万5,000円を追加計上しました。

土木費では、橋梁整備補助事業費において、昨年大雨により被災した於鬼頭橋の撤去工事を28年度に実施することに関連し、その撤去設計業務委託料800万円を追加計上した次第です。なお、これらに要する財源は、国・道支出金及び地方債など特定財源のほか、地方消費税交付金、前年度繰越金の一般財源をもって、収支の均衡を図った次第です。

次に、繰越明許費の補正についてです。

事業実施時期との関連から、年度内完了が困難な事業について、予算を繰り越して実施するため所要の措置を講ずるものです。

続きまして、債務負担行為の補正についてであります。

本庁舎整備に当たって、その基本設計については、公募型プロポーザル方式による実施を予定しており、今年度内において公告を行うため、庁舎整備基本設計業務委託事業として4,120万円、早期発注により市内経済の活性化を図るため、ゼロ市債事業として道路路盤改良舗装事業で3路線、3,175万円、道路側溝環境整備事業で2路線、389万円をそれぞれ追加することに加え、本年2月に公共工事設計労務単価が引き上げられたことに伴い、公用公共用施設維持管理業務委託料等の債務負担限度額に不足が生じたことから、限度額の変更を行うなど、所要の措置を講ずるものです。また、地方債の補正については、歳出予算との関連から、所要の措置を講ずるところです。

次に、特別会計並びに水道事業会計についてであります。

まず、公共下水道事業特別会計についてですが、国の補正予算（第1号）に関連し、下水道施設整備補助事業費において、今年度内に前倒しして予算措置がなされることから、事務費と合わせて1,010万円を追加計上しました。なお、財源については国庫支出金及び地方債の特定財源のほか、使用料及び手数料をもって収支の均衡を図った次第です。

繰越明許費の補正については、事業実施時期との関連から、予算を繰り越して実施するための所要の措置を講ずるところであり、債務負担行為の補正については、公共工事設計労務単価の改定に伴う限度額変更の措置を講ずるものです。また、地方債の補正については、歳出予算との関連から、所要の措置を講ずるところです。

次に、農業集落排水事業特別会計についてですが、公共工事設計労務単価の改定に伴い、債務負担行為限度額の変更について、同様の措置を講ずるものです。

続いて、水道事業会計ですが、債務負担行為の補正において、検満量水器取りかえ工事、4工区1,100万円をゼロ市債事業として実施し、早期発注による市内経済活性化を図るための措置を講ずるものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第34号までの4案件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（丹 正臣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。議事の都合により、明2月24日から3月8日までの14日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、2月24日から3月8日までの14日間は休会と決定いたしました。

なお、3月9日は定刻から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時10分散会）